

放課後児童クラブ利用に係るガイドライン

1. 目的

この、放課後児童クラブ利用に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という）は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という）の構成員であり放課後児童クラブ利用者でもある「保護者」が「保護者運営である」ことを理解し共に協力し合うことにより「健全な放課後児童クラブ事業の実施」と、それによって「安心して保護者が働き続けることができる環境の持続」を目的として放課後児童クラブ利用に係る基準を示すものである。

2. 基本的事項

筑紫野市の放課後児童クラブ事業は保護者が支援員と共に作り上げてきた歴史があり、法人となった今もその関わりは変わらない。法人の運営責任者である理事長や決定権をもつ理事（保護者会選出）も「保護者」である。NPO法令の規定により、法人への入会を制限することはできない。しかし、放課後児童クラブの利用に関しては、法人定款および運営規程等の関係規約を遵守した上で、保護者会で決定することができる。これは、法人運営を脅かす「未納者」や「規則違反者」を助長しないためのシステムである。すべての利用者が会費及び保育料の納期限を守り、保護者会活動に参加し、保護者会役員として運営参画することにより、法人の安定と放課後児童クラブ事業の継続が成立する。

なお、保護者の代表が保護者会役員であることから「保護者会役員会の決定」をもって、「保護者会の決定」とみなすことができる。

3. 対象児童および入所要件

- (1) 保護者が法人の構成員であって、保護者会等に必ず参加し、運営に協力的であること
- (2) 保護者の就労等（必要書類の添付必須）により放課後および休日に保育を必要とする小学校1年生から6年生までの児童
- (3) 過年度分の会費及び保育料いずれの未納もないこと
- (4) 季節保育利用の対象児童は、3年生が終了する3月31日まで放課後児童クラブに通年利用で在籍した4年生以上であって、児童が通所について同意している場合に限る
- (5) その他保護者会の決定により認められた場合

4. 退所

- (1) 契約は1年であるため、原則として中途退所は認めない。ただし、保護者の転勤や退職、あるいは入所児童の入院加療等の理由がある場合であって、会費及び保育料いずれの未納もない場合はこれを認める
- (2) 会費及び保育料いずれの未納もなく、かつ、保護者会の決定により認められた場合、中途退所を認める。

5. 延長保育利用

クラブ備付の時計が18時になった時点で在所する児童は延長保育利用とみなし、保護者は規定の延長保育料金を支払うものとする。ただし、保護者会主催事業および自然災害の発生等により法人または行政の判断によって延長保育を余儀なくされた場合、公共交通機関が発行する「遅延証明」等の提示があった場合はこの限りではない。

6. 待機児童対応

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年12月26日条例第22号）の制定により、通年保育利用児童の対象範囲が拡充されたが、放課後児童クラブ設備については不十分であるため、入所要件（1）～（5）を満たしていても、場合によっては「待機児童」が発生する。その場合は、下記の優先順位により保護者会で入所者の選考を行う。待機解消するまでは他の「子育て支援サービス」を受けるように助言する

- （1）対象児童が3年生以下であり、保護者が週3日以上15時を超えて勤務している場合
- （2）保護者の勤務形態等により、週5日の放課後児童クラブ利用が必要不可欠と判断される場合
- （3）法人や保護者会への理解と協力があり、遅滞なく保育料等が納められると判断される場合

7. その他

ガイドラインに制定した事項または運営に関して、保護者会での判断が困難な場合は各クラブの理事を通じて執行部に相談すること。また、執行部や理事を補佐する機関として事務局があるため、急を要する場合は、保護者会会長から事務局への連絡をもってこれに代えることができる。ただし、保護者会会長は保護者会選出の理事に確実に状況を報告すること。